

植物防疫所 病害虫情報

No. 83

2007・11・15

植物検疫措置に関連する国際協定と国際基準を巡る最近の情勢

はじめに

近年、植物検疫措置に関連する国際協定や国際的な基準の制定、発効を経て、各締約国は、これらに整合、準拠した検疫措置を求められるようになってきている。以下その概要について紹介する。

I 植物検疫措置に関連する国際協定

国際植物防疫条約（International Plant Protection Convention : IPPC）

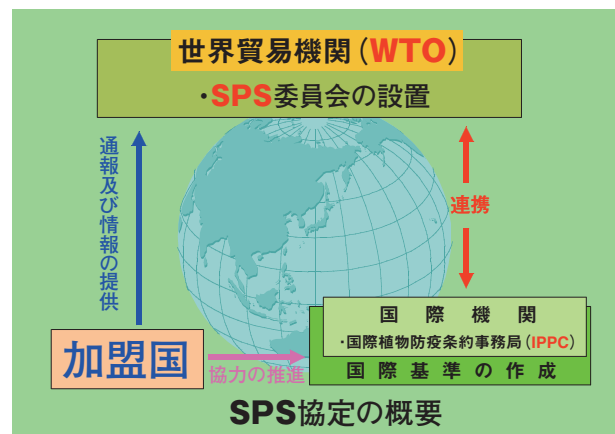
1951年11月、国際連合食糧農業機関（FAO）の第6回総会において植物検疫分野における包括的取り決めとして採択され、翌1952年4月に発効した。その後、1979年11月の改正（1991年4月発効）及び1997年11月の改正（2005年10月発効）が行われた。

本条約では、植物(植物生産物を含む)を病害虫から保護するため、締約国が共同して、検疫・防疫措置をとる意義を認めた上で、各締約国に



対し植物の輸入に関する制限・要件を認める。一方、植物検疫措置の適用は植物検疫上の考慮によってのみとられるべきことが規定されている。その他、植物検疫措置に関する国際基準の

検討・承認、紛争処理のための手続きや規則の作成及び履行のために必要な勧告等を行うことを目的とした植物検疫措置に関する委員会（Commission on Phytosanitary Measures : CPM）の設置、国家植物防疫機関の役割、植物検疫証明書の取扱い、輸入に関する要件、地域植物防疫機関、紛争処理、技術援助等に関する各記述がある。



WTO/SPS協定

植物検疫、動物検疫、食品衛生を含めた衛生植物検疫措置は、かつて「関税と貿易に関する一般協定」（GATT:1947年）の中で規定されていたが、ガット・ウルグアイラウンド交渉（1986年～）における協議の結果、「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」（SPS協定）として1995年1月、WTO協定を構成するものの一つとして発効した。本協定では、加盟国に対し、衛生植物検疫措置は、十分な科学的根拠なしに維持されないこと、措置の同等性、透明性を確保することの他、国際的な基準、指針及び勧告がある場合、原則として自国の衛生植物検疫措置をそれに基づくようにすることを求めている。

Ⅱ 植物検疫措置に関する国際基準(International Standards for Phytosanitary Measures: ISPM)

1. 経緯

FAO/IPPC事務局及び関係部局では、かねてより植物検疫措置の適切かつ効果的な適用、透明性、国際貿易への最小限の影響を確保するためには、その適用に関し国際的な調和を図る必要があることを認識し、上記WTO/SPS協定の動向も踏まえ、ISPMを策定するための作業を継続してきた。この成果として1993年、第27回FAO総会において、最初のISPMである「国際貿易に関する植物検疫の原則」が採択されるとともに、国際基準策定手続きの作成、国際基準を検討する「植物検疫措置に関する専門家委員会」の設立等が決議された。同委員会はその後、「植物検疫措置に関する暫定委員会(ICPM)」を経て、2006年の改正IPPCの発効に伴い「植物検疫措置に関する委員会(CPM)」として発足し、現在に至っている。

2. 植物検疫措置に関する委員会(CPM)と基準委員会(SC)

CPMはIPPCの最高意志決定機関として毎年1回、FAO本部(ローマ)にて開催され、IPPC活動全般に関する協議、決定を行っており、ISPM案の検討、採択もこの場で行われる。CPMには、ISPM作成を担当する補助機関として、世界各地域から選出された25名(うち日本1名)で構成される基準委員会(Standards Committee:SC)が設けられている。また、SCの下には、特定の技術分野の検討、ISPM草案の作成及び現行ISPM修正等を行うためのテクニカル・パネル(Technical Panel:TP)と、特定のISPM草案作成を行うため設置される専門家作業部会(Expert Working Group:EWG)が設置

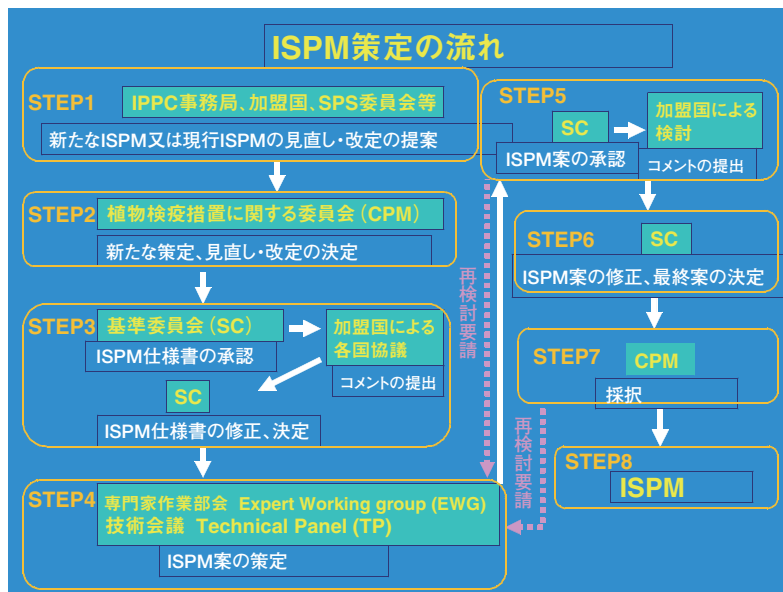
され、各分野の専門家として専門的な知見、知識や経験等をもとに検討を行っており、日本からも複数名がこれらのメンバーとして貢献している。

3. IPPCにおけるISPM策定手続き

締約国、地域植物防疫機関、SPS委員会等からの今後必要となる案件を受けた後、SCの調整を経て、TPやEWGにおいてISPM案が作成される。その後、各締約国のコメントを踏まえ、SCにて再検討され、最終的にはCPMにて承認、採択が行われる。

Ⅲ 最近の情勢

現在、新たなISPM案として、植物検疫リスクによる品目の分類、ミバエ類の病害虫低発生地域の設定、臭化メチルの代替措置検討、積荷のサンプリングに関するガイドライン等が提案、検討されている。あわせて、現行ISPMの見直しが行われている。



ところである。

近年における国際物流の変化、それを反映した各締約国における植物検疫要件の多様化に対応するため、国際的な指針となるISPMを求める動きは多分野にわたり、かつ、質的・量的ともに益々増大し、今後も引続き多種多様なISPMが生み出されることから、より一層我が国の貢献が求められる状況にある。

我が国も、病害虫をはじめとする科学的知見、検疫措置運用に関する知見、各国の農業、気候、貿易事情等を考慮したバランス感覚のあるISPM作成に貢献するため、より多くの場面や機会を捉え、必要な発言等を行っていく所存である。

Ⅳ 関係資料の入手

IPPC、ISPM等関連情報は、植物防疫所ホームページ(<http://www.pps.go.jp/>)または、IPPCポータルサイトIPP(<http://www.ippc.int/>)から入手できる。